

静岡市子育て支援団体連絡会規約

(名称)

第1条 本連絡会は、静岡市子育て支援団体連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、市内で子育て支援活動を行う個人、グループ、子育て支援機関、行政など（以下「子育て支援団体」という。）が連携・協働して、安心して子育てができ、健やかに子どもが成長していくための子育て支援活動を展開することを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡会は、次の活動を行うこととする。

- (1) 子育て支援団体相互の情報交換
- (2) 子育て支援団体の活動に対する相互理解
- (3) 子育て支援情報の発信・共有
- (4) 連絡会又は子育て支援団体で連携を図った子育て支援
- (5) その他連絡会として決定した活動

2 連絡会は、営利目的、政治目的及び宗教目的のための活動並びに特定の法人又は個人の利害を目的とした活動は行わないものとする。

(会員の入退会)

第4条 第2条の目的及び第3条の活動内容に賛同し、入会を希望する子育て支援団体は、入会申込書及び団体の活動が分かる書類（定款、活動実績、イベントチラシ等）を事務局に提出することで、入会の申込をすることができる。

入会申込は、役員が審査し、承認後団体あてに通知する。

2 会員が退会を希望する場合、事務局に退会届出書を提出して退会することができる。

3 第2条の目的及び第3条の活動内容等、連絡会の趣旨に著しく反する行為等があった場合、又はその恐れがある場合、役員議決により当該会員を退会させることができる。

(更新)

第5条 会員は、2年ごとに更新手続きを行わなければならない。この手続きでは、連絡会への継続参加または退会のどちらかを選択することができる。

2 更新が期間内に行われない場合、当該団体は退会したものとする。

(団体情報の変更)

第6条 会員は、代表者や連絡先等の情報に変更があるときには、すみやかに

連絡会事務局あてに届出をしなければならない。

(役員)

第7条 本連絡会に、以下の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2～4名

2 役員は会員の中から互選により定める。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

6 役員を決定するための連絡会が開催されない場合は、連絡会の招集に代えて書面にて決定する。

(連絡会)

第8条 連絡会の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、静岡市子ども未来局子ども未来課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は連絡会で決定する。

附 則

この規約は、平成24年7月10日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年12月12日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年6月5日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年6月11日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年8月25日から適用する。